

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 28 年 11 月 16 日

豊後大野市長 橋本 祐輔

## 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
三重町芦刈地区（更新）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 28 年 10 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

### 【経営体数】

法人	1 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	組 織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・中心経営体となる集落内の法人と 1 名の認定農業者を中心に、水稻・麦・大豆・スイートコーン・甘藷・水田ゴボウ・野菜を中心とした作付けを行い、農地を保全していく。規模拡大とオペレーターとの調整を図るとともに、それに対応できる機械（トラクター・コンバイン等）の更新を計画的に行い、コスト低減や・高品質農産物生産を実現する。
- ・集落内の法人を中心とした集落営農が確立されており、今後も、オペレーターや一般作業に集落が協力して取り組む。
- ・水稻・麦・大豆・スイートコーン・甘藷・水田ゴボウ・野菜など複合化を行うとともに、加工品にも力を入れて 6 次産業化を進める。
- ・担い手やオペレータ不足のため、後継者や新規就農者を従業員として受け入れる体制を整備した。今後はオペレーターを育成し、複合化・6 次産業化を進め、経営の安定を図る。